

つくば市監査公表第11号

平成27年11月11日

つくば市監査委員 山 内 豊

つくば市監査委員 宮 本 孝 男

つくば市監査委員 金 子 和 雄

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査等の種類

財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

第2 監査等の実施期間

平成27年7月23日から平成27年10月2日まで

第3 監査等の対象

地方自治法第244条の2第3項及びつくば市市民研修センター条例第14条第1項の規定に基づき公の施設の管理運営に関する業務を行っているもの

- 1 公の施設 つくば市市民研修センター
- 2 所管部課 市民部文化振興課
- 3 指定管理者 社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

第4 監査等対象の事項及び範囲

平成26年度公の施設の指定管理に係る出納事務及び管理運営業務の執行

第5 監査等の目的、着眼点及び実施方法

支出された公金が、目的どおり適正に運用されているかどうか、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び指定管理者からの説明を聴取するなどの方法で監査を実施した。

1 所管課着眼点

- (1) 団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- (4) 協定事項には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正に行われているか。
- (6) 事業報告の点検は適切に行われているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

2 指定管理者着眼点

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

- (3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (4) 利用促進のための努力は行われているか。
- (5) 収支会計経理は適正に行われているか。他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は適正か。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備されているか。

第6 指定管理の概要

- 1 指定管理施設名 つくば市市民研修センター
- 2 指定管理者名 社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会
- 3 議会の議決 平成24年12月18日 つくば市議会定例会
- 4 管理者決定・告示 平成24年12月27日（告示日：平成24年12月27日）
- 5 協定の締結 平成25年2月28日（基本協定）
- 6 指定管理期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日（5年間）
- 7 指定管理料 97,400,000円／5年 19,480,000円／年

第7 業務の範囲

- 1 管理施設の使用許可に関する業務
- 2 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- 3 管理施設等の維持管理に関する業務
- 4 前各項に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

第8 監査の結果

監査の結果、意見・要望欄に記載する事項を除き、指定管理者の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。なお、監査の過程において、口頭で注意した事項については、速やかに対応されたい。

1 意見・要望

【所管課】市民部文化振興課

- (1) 各申請書類等の記載事項が直近のものとなっているか確認するため、年度の早い時期（6月頃）に指定管理者の「履歴事項全部証明書」を入手し、重要事項等の変更の有無を確認されたい。また、法人経営の健全性を確認するために「事業報告書・決算報告書」を入手し、経営内容を確認されたい。
- (2) 管理運営を効果的かつ効率的に行うため、毎月管理運営の協議を行い、協議内容を具体的に月例報告書に記載し、改良・改善の意識の向上を志向されたい。
- (3) 利用者増を図るため、市民研修センターの活動内容、特に昼間の活用について、市全体へのPRを工夫されたい。
- (4) 条例・規則・協定等の内容と社会福祉協議会ホームページの発信事項に一部相違がみられるため、不整合がないか常時確認されたい。

【指定管理者】社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

- (1) 事業計画書に省資源・省エネルギー推進が掲げられているが、具体的な取組として、削減目標の設定を検討し、エネルギー使用量（数量及び全部）を把握し、集計の体制を整備されたい。
- (2) 利用者への平等かつ適切なサービス提供のため、サービス向上のマニュアルを文書化し、その実行をチェックできる体制を整備されたい。

【所管課及び指定管理者】

- (1) 利用料金の免除については、つくば市市民研修センター条例では、つくば市や学校等が利用する場合を除いては、個人での利用を免除の対象としていないが、現状では、特に浴室の利用等において条件によっては個人についても免除の対象としている。

今後も個人での利用が多く見込まれる浴室の利用については、個人での利用

を前提とした上で、市内・市外・年齢・障害者や学生等の区分及びその料金体系を、立地等の独自性も考慮しつつ、さらに料金収入の増加も同時に達成し得る形で見直すよう検討されたい。